

令和7年12月17日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎下村委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案について、内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案、第10号議案から第14号議案、第16号議案、第18号議案から第20号議案、第27号議案、第31号議案、第33号議案、第34号議案、以上15件については、全会一致をもって、また、第17号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2-2号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、「医療従事者処遇改善等支援事業費」について、執行部から、医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、厳しい状況にある医療機関に国と連携して支援をしていくことも必要だが、物価高騰が続く中で、医療現場の経営改革についても県が進めていくべきではないかとの質疑がありました。

執行部からは、人手不足も相まって、医療業務の効率化や生産性向上についての重要性は高まっている。そのために、ICT機器等導入費用への補助や効率的な運営についての研修会を開催するなど、ソフト面の支援も併せて行いながら、医療機関の経営改革をサポートしていきたいとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、「福祉・介護職員処遇改善等支援

交付金」について、執行部から令和8年度の介護報酬改定を待たず、人材流出を防ぐために国の経済対策による補助を活用して、賃上げの支援を行う。介護従事者1人当たり月1万円に加え、協働化等に取り組む事業者には5,000円、職場環境改善に取り組む事業者には4,000円を上乗せの上、6か月分の賃上げに相当する額を交付するものであるとの説明がありました。

委員から、実際に1人1万円の賃上げが、来年の5月まで支援されるのかとの質疑がありました。

執行部からは、交付額についての詳細は発表されていないが、令和7年12月から令和8年5月までの6か月分を対象とした賃上げ相当額が支給されるとの答弁がありました。

さらに委員から、来年の6月以降も賃上げが維持されなければ、人材流出の危機は変わらないが、事業者をカバーできる仕組みがあるのかとの質疑がありました。

執行部からは、国において、令和8年6月以降に臨時の報酬改定が検討されており、それを待たずに前倒しでの支給が今回の補正であるとの答弁がありました。

複数の委員から、今回の賃上げが国の改定の関係で下がることになるとう不満を持ってしまふ方が出てくる可能性がある。介護報酬改定について、国への働きかけを強めていっていただきたいとの意見がありました。

執行部からは、賃上げの水準が下がることのないよう、引き続き国の状況を確認していくとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第12号「令和7年度高知県病院事業会計補正予算」について、執行部から、昨年度、幡多けんみん病院における医師の勤務状況に関する第三者委員会等から、麻酔科医の勤務状況が宿日直許可の条件を満たしていないとの指摘があった。労働基準監督署に、宿日直中の麻酔科医の勤務状況について確認したところ、宿日直許可の条件に合致していない状況が認められ、改善措置を講ずるよう行政指導を受けた。ICUの宿日直に従事している間の麻酔科医の勤務状況を確認したところ、時間外勤務手当を支給した時間以外にも、断続的にICU患者の状態を確認するなどの業務を行っていたことが判明したため、宿日直許可を得て宿日直を実施した令和3年6月から令和7年3月までの間に、未申告となっていた時間外勤務手当を追給しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、労働基準監督署からの行政指導に至った点について、県として、宿日直許可の制度に対する認識が甘かったのではないかと質疑がありました。

執行部からは、病院の中での管理職と麻酔科の先生方のコミュニケーションが不十分であった。本庁職員も含め、管理職が現場の状況を把握できていなかったことが今回の反省点だと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、現場の声がきちんと吸い上げられる仕組みづくりを望むとの意見があり

ました。

第17号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、ワーク・ライフ・バランスの向上や多様な人材確保の観点から、職員の柔軟な働き方を可能とするため、1週間当たりの勤務時間である38時間45分を一定の期間で始業終業を割り振ることができるフレックスタイム制を導入するものであるとの説明がありました。

複数の委員から、フレックスタイム制の導入により、結果的に1日の勤務時間が長くなるなど、労働者の健康を守るという視点からすると、制度の内容に無理があると考えるが、現場の受け止めはどうかとの質疑がありました。

執行部からは、現場からの意見はまだない。フレックスタイム制については、職員の健康管理の面も考慮して承認していく。運用にあたっては、現場の職員からもしっかりと意見を聞きたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

危機管理部についてであります。

執行部から、消防広域化の取組状況について、消防広域化の進め方など、9月定例会報告時以降の新たな内容について説明がありました。

委員から、各消防本部の職員の思いが議論の中に反映されているのかという点では、議論そのものが不十分だと思っている。現場では、これまで築き上げてきたものがあるなか、仕組みが変わることに疑問や戸惑い、課題意識も持っており、しっかり議論をしないと現場が混乱することとなる。ひいては県民の安全安心に関わることから、思いをくみ上げきめ細やかな議論をしていく姿勢が大事だと思うがどうかとの質問がありました。

執行部からは、引き続き、専門部会等で代表者から話を聞くだけでなく、実務者によるワーキンググループで現場の職員の声も丁寧に聞きながら、きめ細やかに議論を進めていくとの答弁がありました。

別の委員から、消防の広域化については賛成である。市町村からは、広域化に関しおおむね理解をいただいているとのことだが、協議を進める中で、今後も、新たな課題が出て、前向きに取り組んでいただきたいとの意見がありました。

さらに別の委員から、任意協議会を設置し、きめ細かに議論を行うこととし、1年期限を延ばす方針が出された。期限ありきの議論について、難色を示す意見もあるなか、南海トラフ地震の発生が切迫する今この時をもって取り組むことも十分理解できる。いずれにしても、この件については、住民の意見をしっかりと聞きながら、納得が得られる方向に取り組んでほしいとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎下村委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎下村委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査及び調査をしたいので、案のとおり申し出ることにより御異議ございませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《出先機関等調査について》

◎下村委員長 次に、来年度の出先機関等の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査に当たり本委員会において、民間施設等を含めた予定の調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明させます。

◎書記 出先機関等調査の調査先選定について御説明いたします。

まず、資料の1枚目は危機管理文化厚生委員会が所管する出先機関と関係する公社、団体等でございます。

資料の2枚目に令和2年度以降の調査実績として、左側が県の出先機関、右側に公社、団体、民間企業等を記載しております。

資料、3枚目、4枚目に参考として、今年度と昨年度の出先機関等調査の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、1月16日までに先機関等調査と併せて視察すべき民間施設等を事務局まで御連絡いただき、民間施設等に視察の受け入れが可能か確認後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行い、2月定例会で日程案としてお示しをしたいと考えております。

2月定例会で御協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、次年度の新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎下村委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ、小休にいたします。

(小休)

(なし)

◎下村委員長 正場に復します。

特に御意見ありませんでしたので、資料を参考にいただき、調査すべき施設等、御意見等ございましたら、1月16日までに事務局までお知らせください。

その後正副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において本委員会からの申し送り案として御協議をいただくことにしたいと思います。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(10時10分閉会)